

やまなし県有林J－VER販売業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、やまなし県有林J－VER（環境省が運営するオフセット・クレジット（J－VER）制度に基づいて認証された県有林活用温暖化対策プロジェクト（県有林の経営活動によるCO₂吸収量の増大に関する県のプロジェクトをいう。）により発行されたオフセット・クレジットをいう。以下同じ。）の販売に関する業務（以下「本件業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 この契約に別段の定めのない限り、この契約において用いられる用語については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

（業務委託）

第2条 甲は乙に対し本件業務を委託し、乙はこれを受託する。

（本件業務）

第3条 本件業務は、次に掲げる業務とする。

（1）やまなし県有林J－VERの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集に関する業務

（2）前号の募集に応じた購入希望者に販売するために行うやまなし県有林J－VERの購入に関する業務

（3）前号の購入希望者に販売したやまなし県有林J－VER（乙が販売したものに限る。）の無効化に関する業務

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（第3条第1号に掲げる業務の実施）

第5条 第3条第1号に掲げる業務は、ホームページを使用する方法やその他の適切な方法により実施するものとする。

（第3条第2号に掲げる業務の実施）

第6条 乙は、やまなし県有林J－VERを購入しようとするときは、やまなし県有林J－VER売扱要領（令和5年1月18日県有第1640号）第5条第1項の規定により甲に申込みを行うものとする。

2 乙は、前項の申込みを行おうとするときは、あらかじめ、当該申込みに係る購入希望者が次の各号のいずれかに該当するものであるかどうかについて確認しなければならない。

（1）違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等

（2）次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号同じ。）
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(3) 前号アからカまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している事業者、団体等

(4) カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 前項の規定による確認は、購入希望者から自己が同項各号（第4号を除く。）のいずれにも該当するものではない旨の誓約書（別記様式）を提出させる方法その他適切な方法により行うものとする。

4 乙は、購入希望者が第2項各号のいずれかに該当するものであるときは、当該購入希望者にやまなし県有林J－VER販売してはならない。

(売扱価格)

第7条 甲が乙に売り払うやまなし県有林J－VERの価格は、1t二酸化炭素換算トン（t-CO₂）当たり金〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

2 甲は、この契約の締結後においても、前項に規定する売扱価格の改定を行うことができるものとする。

3 甲は、前項の規定による改定を行おうとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(売扱数量)

第8条 甲が乙に売り払うやまなし県有林J－VERの総量は、〇〇〇トン（t-CO₂）以下とする。

2 前項の総量は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(業務委託単価)

第9条 本件業務の委託に係る単価は、やまなし県有林J－VER 1t二酸化炭素換算トン（t-CO₂）当たり金〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とする。

2 前項に規定する額は、甲が第7条第2項の規定による改定を行った場合においても、変更しないものとする。

(第3条第3号に掲げる業務の実施)

第10条 乙は、やまなし県有林J－VERを購入希望者に販売したときは、当該販売に係るやまなし県有林J－VERの無効化を行うものとする。

2 乙は、前項の無効化を行ったときは、当該無効化を行った日から起算して2か月以内に、甲に当該無効化を確認することができる書面を提出するものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、甲からやまなし県有林J－VERを購入した日の属する月ごとに委託料の支払

を請求するものとする。

- 2 前項の委託料の額は、第9条第1項に規定する金額に、前項の月の初日から末日までの期間において甲が乙に売り払ったやまなし県有林J－VERの数量（単位は、1二酸化炭素換算トン（t-CO₂）とする。）を乗じて得た額とする。
- 3 甲は、第1項に規定する請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前条第2項の書面（第1項の規定による支払の請求がなされた委託料に係るものに限る。）の提出がない場合においては、前項の規定にかかわらず、当該書面の提出を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第12条 甲が約定の支払時期までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（契約保証金の免除）

第13条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により免除する。

（秘密の保持）

第14条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（契約解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) やまなし県有林J－VER販売業務委託要領（令和5年1月18日県有第1686号）第4条の基準に適合しなくなったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として第7条第1項に規定する金額（甲が同条第2項の規定による改定を行った場合は、この契約を締結したときにおける金額）に、第8条第1項に規定するやまなし県有林J－VERの数量の上限値（同条第2項の規定による変更がされたときにあっては、変更後の上限値）から当該解除がされた時までに甲が乙に売り払ったやまなし県有林J－VERの数量を控除して得た数量を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（損害賠償）

第16条 甲又は乙は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第18条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めない事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立の証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

(乙) 住 所
氏 名

別記「定義集」

(1) オフセット・クレジット（J－V E R）制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット（J－V E R）として認証・発行する制度をいう。環境省が策定した認証基準に従い、オフセット・クレジット（J－V E R）認証運営委員会により、オフセット・クレジット（J－V E R）が認証・発行された。

(2) J－クレジット登録簿システム

オフセット・クレジット（J－V E R）制度に基づき発行されるオフセット・クレジット（J－V E R）を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録するためのシステムをいう。金銭価値を伴うオフセット・クレジットを高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、オフセット・クレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを防ぐ。

(3) 保有口座

J－クレジット登録簿システムに開設されたオフセット・クレジット（J－V E R）を保有するための口座をいう。

(4) 無効化

オフセットで使用するクレジットをJ－クレジット登録簿システム上の無効化口座に移転することにより当該クレジットを使用することができない状態にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。

(別記様式)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

3 転売の目的でやまなし県有林J-VERを購入しようとする者ではありません。

令和 年 月 日

様

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[社印または代表者印]

(ふりがな)

法人名

印

(ふりがな)

代表者名

印 (男・女)

生年月日（大正・昭和・平成・令和）

年 月 日